

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果

令和4年5月

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課 研究公正推進室

目次

はじめに	1
特徴的な取組	2

調査結果詳細

1 秋田大学	7
2 筑波大学	15
3 昭和大学	21
4 徳島大学	30
5 香川大学	37
6 宮崎大学	44
7 東邦大学	49
8 京都府立医科大学	57
9 福井大学	62
10 量子科学技術研究開発機構	69

参考

1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①	72
2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 に基づく体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②	76
3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票③	86

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、平成 28 年度から各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」を実施している。本調査は、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を行うものである。

現地調査については、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び国立研究開発法人の 15 機関程度を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施しているところであるが、令和 3 年度も令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響もあり、10 機関を対象として実施した。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策に活用するとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制を整備し、公正な研究活動を推進することを期待するものである。

特徴的な取組

令和3年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

令和3年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学及び研究開発法人の10機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に研究倫理教育や研究データ等に関する特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制

○ 研究倫理教育の取組状況

- ・ 研究倫理教育に関する「筑波大学研究倫理教育に関するガイドライン」を策定し、研究倫理教育を実施する際に一定の質保証を確保するために必要な参照基準を明確化している。(筑波大学、P15)
- ・ 令和3年4月、e-learningプログラム(eAPRIN)の更新に即座に対応し、学系ごとの分野受講コース(医学系、人文社会系、理工系)の設定を行い「研究倫理教育実施に関する要項」の改定を行った。(香川大学、P37)

○ 研究倫理教育の体制整備

- ・ 研究倫理教育責任者は、部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとして、部局の長が務める場合もあるが、適性を判断し部局の長以外の者も任命されている。(筑波大学、P15)
- ・ 平成31年度より統括研究推進センターを設置し、研究推進部門・臨床研究支援部門・創造研究支援部門・研究支援事務部門を設け、学内教員を専門性に応じ併任配置、専門性を持ったURAを配置するなどの体制整備を行い全学のサポート及び研究推進に向けた教育、啓発活動を実施している。(昭和大学、P21)

○ 研究倫理教育の実施徹底等

- ・ 令和3年度に「国立大学法人徳島大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を策定し、役員会や教授会などを通じて定期的にコンプライアンス教育・啓発活動が行われている。(徳島大学、P30)

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

○ 研究者等への研究倫理教育の取組

- ・ 全ての教職員に eAPRIN の「責任ある研究行為ダイジェスト」を必須の受講にしている。なお、各組織における受講の有無を組織評価の1つの評価指標とすることで、倫理教育受講の意識付けを図っている。(徳島大学、P32)
- ・ 研究者を対象とした研修は、受講者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することを求めるなど、知識とスキルの定着を図ることを目指したやり方を行っており、学修した旨の誓約書を提出させている。(筑波大学、P16)
- ・ 公正研究責任者である理事・副学長(研究・産官学連携・教員評価)及び財務部長が実際に各部局の教授会に出向き、公正な研究活動の推進、公的研究費の不正使用に関する講演を行っている。(香川大学、P38)
- ・ 地域資源創成学部・地域資源創成研究科では、大学未経験の教員採用が少なくないことから、学部独自の初任者研修を実施し、大学教員の職業倫理教育を盛り込むことを検討している。また、1研究室1教員体制であり新任教員へのサポートが不足している状況からメンターを配置することを検討している。(宮崎大学、P45)

(3) 学生に対する研究倫理教育

○ 大学全体の研究倫理教育の取組

- ・ 大学院生に対しては、研究倫理科目の必修化や学位論文の提出要件に研究倫理教育の修了を組み込むなど、全ての研究科において在学中に研究倫理教育受講を必須とする体制を整えた。(秋田大学、P7)
- ・ 大学院研究科共通として、学術論文作成に関するオーサーシップポリシーを制定し、共著者間で研究データの検証とその評価を行うことを必須としている。(昭和大学、P23)

○ 学部・研究科の授業における研究倫理教育(理工系)

- ・ 研究実務に必要な倫理基準を身につけることを目的とした授業科目「技術者倫理(必須科目) JABEE 認定プログラム」を開講している。(秋田大学、P11)
- ・ 大学院生には毎年研究活動チェックリストの作成と学務係への提出を求めている。(徳島大学、P33)

○ 学部・研究科の授業における研究倫理教育(生命科学系)

- ・ 大学院生(職員・研究員を含む)を対象に、「捕食ジャーナル」への投稿を防止するため、歯学研究科大学院運営委員会で検討し歯学研究科教授会承認の上、歯学研究科長名で注意喚起をしている。(昭和大学、P25)

○ 学部・研究科の授業における研究倫理教育（人社系）

- ・ 公正な研究活動の作法マニュアルを作成して、学期始めのミーティングでマニュアルを解説している。また、3年4年生には夏休みに論文作成のルールを順守させたレポートの作成を課題として提出させて学生への指導に活用している。（香川大学、P41）

○ ガイダンス・初年次教育等における取組

- ・ 博士前期・後期学生に関しては、新入生オリエンテーション時に研究倫理と情報倫理の説明を実施し、情報倫理に関して本学で作成した e-learning 教材の INFOSS の受講指導を行っている。また INFOSS の受講を必修科目の単位修得条件に設定しており、未受講の学生は TA として勤務できないルールを策定して運用している。（筑波大学、P17）

○ 学部・研究科における研究倫理教育の充実

- ・ 「科学技術と倫理」において、技術者倫理・研究者倫理に関した座学だけでなく、事例を踏まえたグループ討論・発表も組み込み、知識習得だけでなく主体的に考えることの訓練も行っている。（福井大学、P65）

○ 研究室等における研究倫理教育に関する取組

- ・ 研究室における研究活動の基本ルールマニュアル（記載内容：研究活動のルールとその遵守、研究データの保存方法・保存期間、発表データの研究室のサーバへのバックアップ、実験ノートの基本的内容、研究倫理講習会等の紹介など）を作成し、その内容に従うように指導している。（昭和大学、P26）
- ・ 研究室心得というマニュアルを作成し、各年度のはじめに研究室所属の全学生を対象に測定機器の利用、実験ノートの書き方などのガイダンスを行い、研究活動を行うための必要な知識を教授している。（徳島大学、P35）
- ・ 学生には、研究不正に関するマスコミ報道の都度、学生に当該事案の内容確認及び再発防止策を検討させて、倫理的な対応力を養っている。（宮崎大学、P46）

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

○ 機関全体に係る研究データの保存等

- ・ データの保存に関して大学本部が管理コストと経費負担することによって、機関の教職員向けに、論文受理報告システムを整備している。（筑波大学、P19）
- ・ 大学の研究データの保存等に関するガイドラインを踏まえつつ、学部等の特性も考慮し、健康科学部における研究データの定義および保存についての考え方を「健康科学部生命倫理審査委員会申合せ事項」により規定している。（東邦大学、P55）
- ・ 令和 2 年度より研究者に研究データの保存状況等について「研究データの保存等に

ついて規程等で定めた内容に基づき適切に保存等がされているか」の確認を行っている。確認の方法としては、書面調査及び実地調査を行っている。(福井大学、P68)

○ 部局等における研究データの管理の仕組等

- ・ 実験ノートは、過去の卒業生からすべて通し番号を振り管理しているほか、実験のデジタル記録（生データ）は、実験用 PC 内の HDD に適切に保存している。加工データは、研究室内 LAN 上の共通 HDD の中に、卒業生ごとにフォルダを分けて保管しており、全ての教員が閲覧可能な形で管理している。(東邦大学、P54)

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

○ 研究不正防止を推進するため取組

- ・ 学内経費による研究費支援事業の公募においても、研究倫理教育プログラムの受講修了や誓約書の提出を応募条件としている。(秋田大学、P14)
- ・ 大学として「剽窃防止ソフト (iThenticate)」を提供しており、原則として、学术论文等で、出版等により公開する全てについて、iThenticate を用いたチェックをお願いしている。特に、学位論文は、剽窃防止ソフトを用いた調査により不正が無いことを確認することを義務づけている。(徳島大学、P36)
- ・ 研究者や研究支援人材に義務づけている eAPRIN の受講を大学院生に広げるため、今年度 10 月開催の大学教育委員会で同意を得て、来年度 4 月の規程（細則）の制定を目指している。(宮崎大学、P47)
- ・ 著作物の内容を、既存の公開情報(論文・出版物等)と照合することができる similarity (類似性) チェックソフトを令和元年 9 月から導入し、令和 3 年 9 月以降は、常勤の教員(教授から助教)及び大学院生のすべてに個人別アカウントを付与してチェックソフトを使えるようにし、論文の盗用などのチェック体制を強化している。(京都府立医科大学、P61)
- ・ 学内のコンプライアンス研修の受講率向上を推進するため、財務面から、コンプライアンス研修の受講率 100%を目指し、受講率の向上を図ることを目的に、未受講者がいた場合には、翌年度の学内予算配分において減額調整する仕組みを令和元年度から導入した。(福井大学、P62)
- ・ 機構リスク管理会議等を通じて、研究不正のリスク要因の抽出、分析等を実施し、リスク顕在化の防止を図るとともに、リスクに対する具体的な解決策を議論する場を地区ごとに設け、検討結果等について機構リスク管理会議へ具申する仕組みを構築している。(量子科学技術研究開発機構、P71)

○ **研究公正に関する組織等の整備**

- ・ 各附属病院に若手研究者の臨床研究促進を目的に、①臨床研究に関する相談窓口 ②統計支援 ③倫理委員会の申請支援 ④学内外との共同研究に関する支援等の役割を持つ臨床研究アドバイザー5名（学内の教員を併任）を配置して支援体制を整備している（昭和大学、P28）
- ・ 平成26年4月1日に研究開発・質管理向上統合センター（CQARD）を設置し、研究データの解析、研究者への倫理教育の徹底や論文指導などを行うための5つの部門を設けた。部門長は内部の人だけではなく適任と思われる学外から専門家を採用している。また平成31年4月に組織の見直しを行った（京都府立医科大学、P60）

○ **研究成果の発表等に関する取組**

- ・ 研究不正防止、公正の推進のために、プラズマ研究センターでは、教授、准教授で構成される外部発表審査委員会とWEB審査システムの2段階の審査を行うこととしている。（筑波大学、P19）